

委員会の審査から、委員会の視察

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任・特別委員会等で審査を行います。ここでは、第2回臨時会と第2回定例会で議決された主な議案等の審査の概要をお知らせします。

第2回臨時会

企画総務委員会

「組織条例の一部を改正する条例について」

「説明」今回の組織改正は、「簡素でわかりやすく、かつ、大くりの組織」

「政策本位のまとまりを重視し、各種施策や課題に柔軟に対応できる組織」

「経営資源を適切、かつ、効果的に活用する組織」

「法改正に対応した組織」という4つの基本方針のもと、組織機構を改めるもの。

現行9部体制を、7部1室体制にし、税務部、市民生活部、環境防災部、都市整備部に属する課の配置がえを中心として再編を行う。また、新たに部と同格の安全安心対策室を置く。

【主な質疑】

問 市民にわかりやすい組織にすることが望ましいが、名称を変えたことでわかりやすくなったか、疑問だ。

答 「都市づくり部」は、都市整備やまちづくりの観点から「都市づくり」にシフトしていく傾向にある。

「子ども家庭部」は、児童青少年の健全育成に、母子の自立支援と母子保健事業を加えた。

「安全安心対策室」は、危機管理を軸に、安全で安心なまちづくりをキーワードに考えた。

【結果】「安全安心対策室」を「危機管理室」に、「子ども家庭部」を「子育て支援部」を「子育て支

文教厚生委員会

「市民会館条例の一部を改正する条例」

【説明】使用料等審議会の答申に基づき使用料を改定するほか、引き続き利用できる日数を3日以内から5日以内に改め、利用日区分を「平日」「土曜日・休日」の2区分とする等規定を整備するもの。

改正後の使用料の単価は、平均14倍程度の増額となる。使用料は、改正前は「午前(9時～12時)」「午後(13時～17時)」「夜間(18時～22時)」「全日(9時～22時)」と区分され、全日については、今までは若干の割引があったが、改正後は全日利用の場合「午前」「午後」「夜間」の使用料合計額とした。



市民会館(田無町4丁目)

【主な質疑】

問 一般的には全日借りた方が使用料は安くなるのではないか。

答 区分と区分の間の時間

が1時間ずつあり、その分が割引となっている。

問 値上げによる影響額はどれくらいか。

答 平成17年度の決算額と比較して437万円使用料の増収が見込まれる。

問 審議会に使用料改定の諮問を行った理由は何か。

答 総合計画やマニフェストの実現のためには財源が必要で、地域経営戦略プランに基づく行財政改革に取り組んできた。使用料手数料の見直しはその1つである。

問 補修費用の捻出等も考へての諮問だったのか。

答 築38年と年数が古く、毎年のように補修工事を行っており、補修のことも含めての改定である。

【結果】全日使用料について、現行の割引率を適用した使用料に修正し、賛成全員で修正可決

建設環境委員会

「市立公園条例の一部を改正する条例」

【説明】東京都の公園占用料等の改定に伴い市立公園の占用料等の額を改めるほか、使用料等審議会の答申を踏まえ、田無市民公園内の市民公園グラウンドを3時間当たり1千800円の有料施設として定める。

【主な質疑】

問 市民公園グラウンドの使用料は、現在有料のひばりが丘運動場を基準に算出したのか。

答 原価計算の上、ひばりが丘運動場の料金と、近隣

市の施設の料金にも考慮した。現行の有料施設の15倍を上限にするという一定のルールがある。有料化に当たっては利用者の負担がで

きるだけ少なくするように配慮した。



市民公園グラウンド(向台町5丁目)

問 有料化になった場合、減免があるか。

答 市や教育委員会の利用は免除。社会教育関係団体の利用は、市民を対象として実施するスポーツ大会、球技大会は免除。通常の活動については2分の1を減額する。

【結果】施行期日を修正し、賛成全員で修正可決

第2回定例会

企画総務委員会

「市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料は、現在、特例措置として市長は10%、副市長は7%、常勤の監査委員は3%、教育長は5%それぞれ減額しているが、これを平成19年4月から平成20年3月までの1年間、さらに延長するもの。

【主な質疑】

問 この条例は、行革で出てきたとは理解していない。

答 市長のパフォーマンスだと思っている。

本議案は、3月議会で各種使用料等引き上げの条例を提出するに当たって、市民ばかりでなく、「市長みずから」という決意のあらわれだと、市長からは伺っている。

【結果】賛成少数で否決

「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】公職選挙法の一部改正に伴い条例改正を行うもので、市長の選挙において、候補者が選挙運動のために使用することができ

るピラについて、作成枚数1万6千枚以内、2種類以内で、1枚当たり7円30銭を支給する。

問 市議会議員は関係ないのか。

答 今のところ、市長選挙だけである。

【結果】賛成全員で可決

文教厚生委員会

「男女平等参画推進委員会条例の一部を改正する条例」

「保健福祉審議会条例の一部を改正する条例」

「予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例」

「健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例」

「子ども福祉審議会条例の一部を改正する条例」

「市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例」

「文化財保護審議会条例の一部を改正する条例」

「スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」

【説明】組織改正に伴う部課の名称変更。

【結果】いずれも賛成全員

で可決

建設環境委員会

「市道路線の認定について」(21件)

【説明】都市計画法に基づき開発行為により設置され寄附された道路の認定を行うもの。

【主な質疑】

問 今回の開発行為による市道の維持管理、将来の財政負担について。

答 今回の道路は開発行為できちんと整備されているが、雨水ますの清掃などは発生する。また今後劣化してきた場合、補修費がかかる

と考える。

問 開発地内の道路の植樹の維持管理について。

答 道路内緑地の管理に関する協定を開発事業者と結んでいる。緑地については市では管理できないので自主管理をお願いしている。

【結果】いずれも賛成全員で可決

駅周辺再開発等特別委員会

「訴えの提起について」

【説明】保谷駅南口地区市街地再開発事業区域内において、不法に占有する者に対して土地の明け渡しを求めて提訴するもの。

【主な質疑】

問 これが否決されたときはどうなるのか。

答 権利者との契約が済んでおり、補償金の支払いも済んでいるが、不法な占拠が続けられている。施行者としてこの状況を容認することができないため訴えを起すものであり、ご理解

いただきたい。

問 本件が議決された後のスケジュールと、提訴した場合の結審までの見通しを把握したい。

答 裁判の日程等については、提訴後に裁判所において判断されることとなるので、現段階では未定である。

【結果】賛成全員で可決

常任特別委員会の行政視察

駅周辺再開発等特別委員会

兵庫県三田市(5月16日)

大阪府河内長野市(5月17日)

駅周辺の再開発等について

文教厚生委員会

石川県白山市(6月27日)

学校図書館司書について

富山県富山市(6月28日)

市民の健康推進について(保健センター視察とパワ

ーリハビリについて)



小学校図書館の視察(白山市)